

Title	松平春嶽の朝廷参豫について
Sub Title	Some aspects of political ideas of Shungaku Matsudaira (松平春嶽) during 1863-4
Author	河北, 展生(Kawakita, Nobuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1964
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.37, No.3 (1964. 11) ,p.51(293)- 78(320)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19641100-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

松平春嶽の朝廷参豫について

河 北 展 生

文久三年春、將軍上洛に先立つて上京した松平春嶽の目的は、開国策を主唱する諸雄藩を京都に会同せしめ、將軍上洛までに京都の過激攘夷派勢力を押し、公武合体実現の素地をつくることにあつた。諸雄藩主の會議により不動の国是を決定することは、一は攘夷派をおさえるとともに、もう一は春嶽が文久二年幕政参加以来、強く主張して来た幕府私政の放棄、天下公論採用という幕政改革の方向を確立することでもあり、春嶽の期待するところは頗る大なるものがあつた。

しかるに京都における過激派の勢力は著しく強く、春嶽の期待する諸侯會議の開催は実現の見込がたたず、かえつて、將軍上洛、幕府首脳部上京を利用して、過激攘夷派は幕威失墜を策する情況であり、ついに春嶽は三月二十一日政事總裁職の辞表が聞き届けられないまゝ無断帰国してしまつたのである。

所謂八月十八日政変によつて、過激攘夷派の勢力が京都から駆逐され、代つて公武合体、諸侯會議論を主張していた薩摩藩の勢力が有力になると、春嶽は、幕政改革に依る公武合体と、開国策決定による政局安定のための好機であるとして、政変後の諸侯會議の実現に大きな期待をかけたのである。

春嶽は十月十八日入京している。春嶽は早速、二十日一橋慶喜に、二十二日山内容堂に、二十四日伊達宗城にそれぞれ自分の着京を報ずると共に、

今般は公武御親和之好機会にも可有御座哉と奉存候間一日も早く御上著御尽力被為在度御儀と奉存候(註二)

先々月十八日變動之末綱紀何分相立兼居どうか今般は京師之御都合も宣可有之朝幕之御親睦も相整可申哉と窃に不堪恐悦之至閣下にも何分早々御登京被為在御尽力之御相談も奉申上度(註三)

と政変後の京都情勢に大きな期待をかけている。

十一月三日伊達宗城、同月二十六日一橋慶喜が上京しているのであるが、それまで春嶽は島津久光をはじめ小松帯刀、高崎猪太郎等専ら薩摩藩関係者と度々会談を行なっている。彼等との会談に現われた春嶽の意図は、

一橋公初有名諸侯へ相談の上ならば斯る衰世を挽回するの見据は立かたし然し此節誰しの人も公武の御合躰を第一なりと申事なるか朝廷は幕府を疑はれすして其言上する所を納れられ幕府は従来の私を脱却して一意に叡慮を奉し御双方とも公明正大の域に達せられすては御合躰に至りかたかるへし(註三)

幕府の私を棄て公共の天理に基くの外あるへからす尤幕府其私を棄る事となりても其後の政躰万一公共の理に適はずては詮なき事故衆議によりて決定する事にせざるへからす(註四)

とあるごとく、衆議により国是を決定し、幕府は私政を廢してその国是を遵奉することに依り、朝幕間の疑念を解消して公武合体を実現しようという点にある。

久光を中心とする薩摩藩の考え方の大綱は春嶽のそれに近いものであるが

公武御合躰に至るも幕府の政權を依然小身の閣老に委ねられては天下の人心最早其制に服せざるへければ更に大身の諸侯に政權を執らせらるゝの制を創定せられさるへからす又朝廷にても威權は攝家方及び伝議両奏にのみ歸し居る事なるか是も皇族方に歸する事を希望す(註五)

と小松帯刀が述べている点、或は賢明諸侯集会し、

朝廷より御下問あらせらるへければ其御熟議ありし次第を以て御上答あらは国家の御為には此上なき事(註六)

と久光が述べている点などは、薩摩藩が朝廷内部に相当立入つていゝことを推察せしめると共に、春嶽の意見とはやゝ異なる点である。久光は賢明諸侯會議は朝廷の下問事項を評議するものであり、賢明諸侯により国是が決定され、それに幕府が従うために幕府要職の改革をも断行すべきであるとするのであるから、賢明諸侯會議は朝廷の諮問機関の性格を持ち、幕府は朝廷の命令となつた諸侯會議決定事項を遵奉すべきものである以上、幕府は諸侯會議の下風に立つべきものとの考えを抱いていたと見ることが出来る。

これに対し春嶽は、前引のごとく朝廷は幕府を信頼し、その言上するところを納れるべきであると主張していることは、幕府が政策実施の面で主導権を持つべきことを主張するものである。したがつて薩摩藩の主張とはやゝ異り、佐幕的性格を強く帯びた考えであることは明らかである。

薩摩藩としても幕府の存在を否定するものでなく、特に幕政改革を前提条件としての公武合体を実現しようという点においては、春嶽の意図と同一である。したがつて慶喜更には將軍の上洛にかける期待は大きい。

春嶽は十月二十三日江戸に赴く勝海舟をして慶喜に速に上京するよう説得せしめているが、そのとき

一橋公鎖港の事結局に至ると至らざるとに拘はらず一日も早く御上京ある様申上らるへし且今度は当春御在京中の如き事情もなければ其事の御配慮には及はず故に拙者は平心虚懐真率を旨とし諸有司をも具せず御上京あるを上とし諸有司を具して御上京あるを中とし講武所又水府等の人迄を具して御上京あるを下とし必下策に出られざる様希望する(註七)
なり

と述べていることは、久光の主張が幕府側を刺戟し、幕府と薩摩藩との間に対立の生ずる危険を出来るだけ避けるといつた意味を含めての発言ではないかと思はれる。

十一月一日小松帯刀が春嶽に対し、伊達宗城大阪到着の報を得た機会を利用して

橋公の御上着に先たち各様御集会ありて概略今後の目的を定め置たし^(註八)

と申出たのも、或は薩摩藩が慶喜又は幕府側と対立する可能性を感じ、その前に諸侯側の方針を固め、幕府側をしてそれに妥協せしめようとの意味があつたのではないかと考えられる。

薩摩藩と二、三の点で相違点を持ちながらも、諸侯会議を前提とする公武合体実現に大きな期待を持つ春嶽が、具体的に諸侯会議の朝幕間における位置、会議の進行方策等について如何なる考えを持つていたかは明らかでないが、構成員数については、十一月二十一日の近衛左大臣との討談において、近衛の全大名招集意見に対し、

諸侯伯一同となりても其実効なく却而京師は混雑し諸藩は疲弊するの害あるべきか^(註九)

と述べて反対しているのは、彼の考が大体意見を同じくする公武合体派諸侯の会議を以て国是を決定するのでなければ効果がなく、結論も出難いことを考えての実際論であり、かなり諸侯会議の在り方について考慮していることを物語るものとみることが出来る。

二

考えに多少の相違があるとはいえ、春嶽も久光も公武合体を意図する以上 一橋慶喜が十一月二十六日上京すると、將軍後見職の彼を如何に説得し、合体推進に有利な体勢を作るかに苦心したのは当然である。

春嶽は慶喜着京の二十六日午後、早速慶喜を訪問し、京都情勢を説明している。春嶽の申入れた事項は、慶喜が春のごとく強情を張らぬこと、薩摩藩に疑心を抱いて対立することを止めること。八月十八日政変に功のあつた中川宮、会津藩、薩摩藩等に相当の報酬を与えるべきことの三点であつた。^(註一〇)この申入れは幕府側が自らの權威の維持に努める態勢(幕府私

政)をとれば公武合体の実現に困難を生ずるとして、幕府側に或る程度の譲歩を求めたものである。おそらく春嶽は諸侯会議により、重要政策、特に国策の決定を行う可きことを入説したものであろう。二十八日には春嶽と伊達宗城が、十二月一日には春嶽、宗城に久光をも加え、共に一橋邸にて時の重要問題である長州藩の弁解使節の取扱方等について評議を行なつてゐる。賢明諸侯会議が実質的に開催されて来たのである。

十二月五日春嶽、宗城、容保(久光も参加したと思われる)等が一橋邸に参集して中川宮の雪冤問題等を評議した際、薩摩藩より

公卿方の優柔不断実云ふへからす己に決したる事も容易に実施せられず斯ては武家にて如何ほと勇決するも其詮なく到底大事は行はれかたし故に賢明諸侯を朝廷に召され議奏の内に加へられ然るへし^(註一一)

との提案がなされ、これが採用されたが、武士側より要求すべき事ではないから朝廷より要求せしめる様久光に周旋を委任し

一日は朝廷に参仕し一日は二条城に参仕する事と定め大樹公御上洛己前大躰に関する事項を粗決せらるへし^(註一二)
ということに決定をみたのである。宗城の日記同日の条に、このことに関し、

朝議席へ我輩参謀薩より可致周施由、二条城参集は会藩にて同様両藩申合承候事^(註一三)
と記している。

薩摩藩提案の諸侯の朝議参加ということは、朝廷公卿が諸侯の圧力に弱いことと、薩摩藩は賢明諸侯中最も公卿間に(特に近衛家に)特殊な関係を有していることから、薩摩藩の加わつた賢明諸侯会議の議決事項が朝廷に大きな圧力となることは明らかであり、国はおよび、重要政策決定の上に薩摩藩の意向が大きな影響を持つようになる。

これに対して二条城に賢明諸侯会議を開催することは、幕府に大きな影響を持つことは勿論であるが、幕府の政策決定

には老中達が大きな勢力を持つていただけに、賢明諸侯会議が全面的に幕政に支配的になることは実現の可能性はほとんどない。それだけに一応幕府政策と妥協し得る主張でなければ採用実施される可能性はない。又老中達への説得力には特殊な関係を有するものの発言力が大きな力を持つことになる。その意味で一橋慶喜、松平容保のごとく幕府の要職にあるもの、或は春嶽のごとく前歴あり家格も高いものの発言力は大きく且つ有利である。

ところで、十二月五日薩摩藩の提案をいれて賢明諸侯の朝議参加を承認すると共に、二条城会議開催を定めたということとは、薩摩藩のみ有利な情勢の作られて行くことを防止するといった意味で、極めて注目すべき政策といわねばならない。しかもこの相対立する性格を有する会議が、大体同じ人物で構成されるということとは、その長所が発揮され、一は薩摩藩の独裁的傾向を押え、一は幕府の大幅な譲歩を行わしめるといふ点で、春嶽の希望する改幕を前提とする公武合体実現の有効な手段たり得る訳である。しかし短所があらわれれば、幕権回復を希望して已まぬ幕府有司の強い反感をかつたり、前例の無い大名の朝政参加に、自尊心強き朝臣の反感をかい、折角の諸侯会議が不成功に終る危険性が非常に大きいのである。

諸侯会議による国是の決定をはじめとする重要政策の決定ということは、春嶽久光等の強い念願であり、文久三年冬の京都には、薩摩藩の勢力が深く滲透しているということと、十一月二十六日慶喜の入京以来、ほとんど連日、慶喜、春嶽、久光を中心に、所謂賢明諸侯が政治問題について評議を行ない、事実上の賢明諸侯会議が開催されているということと、春嶽、久光等が最も心配した慶喜が、諸侯会議に協調的であるということが、前途の明るい見透し材料であつた。

賢明諸侯の朝議参加のことは、表向き武家側より要求することが、京都に勢力回復を意図する長州藩及びこれに同調する公卿に有力な反対口実を与えることになり、且つ必要以上に公卿側の反撃をうけることにもなるので、形式的には公卿側より提案せしめる必要があつた。そのため周旋は公卿間に特別の關係を持つ薩摩藩が当ることとなつたのである。

薩摩藩の周旋は可成り効果的に行なわれた様で、十二月十七日宗城が前勧修寺門主濟範法親王と会談した時、宮が、

実に不容易御時合に付尹宮陽明家抔天朝御為粉骨尽力我輩には幕府へ心を添輔翼可致何分かよの御時合相成候而は諸侯も朝廷之御評議に相つらなり官武一致之基本相建度(註一三)

と語つてゐるごとき其の好例であろう。薩摩藩の運動は十二月二十一日頃には相当効果をあげた様で、春嶽、宗城両名が中川宮に面談したとき、宮より

朝議御席へ弥罷出候様可相成参謀とか何とか名を付候様念五迄に考可申(註一四)

といわれる状態であつた。賢明諸侯間でも「参謀」の名称に関する評議が行なわれ、二十五日「参謀」の名称は不適當と
いうことに決し、二十六日中川宮にその旨が伝えられたが、其時宮は朝廷の態度につき、

昨夜の朝議は何とも名称を定めず御用の時々指名にて参内を命せらるゝかた然るへしとの事(中留)尤此事は来る廿八日
に決定する筈なり(註一五)

と説明している。此処で注目すべきは名称の如何ではなく、賢明諸侯を恒例の朝議に参加せしめないから、特に役職的名称を定めず必要に応じて会議に招集しようとの意見が、朝廷内部に強くなつてゐると思はれることである。こうした方法によつて会議が開かれ、ば、諸侯会議は単に朝廷からの諮問に応じて意見を述べるだけという弱い力しか持てぬことにな
る訳で、特に薩摩藩の意図とは大きく相違することになるのである。

賢明諸侯の朝議参加が一応決定するはずであつた二十八日 このことに関する朝議は決定をみなかつたので、薩摩藩では改めて周旋のことに関して賢明諸侯の了解を求めている。即ち、高崎猪太郎は、

参謀仰出さるゝ事は朝議御中止になれるよし承はりし故尚又尹宮の御許に参り諸侯の力に倚られずては到底朝憲の御復古は難かるへしと申上しに宮は御了解ありけれと此事は畢竟撰家方に御異見ある事の由なれば薩は此上力を極めて

周旋する内存なるか尊慮は如何いよ／＼御不同意に在らせられずは橋公へも御相談の上今一応御尽力を希ひ度見込なり(註一六)

といひ、これに対する慶喜の返答は、

高崎猪太郎か申立し参謀云々の事を中納言殿愈御異見あらせられずや又蔭にて此上尚周旋すへき内存あるよし是も御異見如何と尋ね(中置)しに素より同意なり島津家に於て周旋の事も異存なしと答へられたり(註一七)

ということであつた。薩摩藩は中川宮に専ら説得を試み、特に朝廷は賢明諸侯を重要視する必要があることを述べ、暗に必要に応じての下問方式に反対すると共に、猶内部周旋を行うべきを通知しているのである。その内部周旋とは、宗城の日記二十八日条に

朝議参謀之義何分六ヶ敷此儀不整而は迎も御挽回之期は無御座と於薩藩申訊候間此上太平関白徳大寺杯説得周旋可致所存之由(註一八)

と述べている説得であり、諸侯の朝議参加以外に良策なしとする態度は、必要に応じての下問という方式への強い不満のあらわれともみることが出来る。かくて十二月三十日に至り、まず慶喜、春嶽、容保、容堂、宗城の五名に朝廷参豫が命ぜられたのである。久光が少しおくれて任命されたのは、久光が官位ほしさに此のことを熱心に周旋したと評判されることを避ける意味からであつた。

一方、幕政への参加は、実質的には既に行なわれているが、制度的に行わんとするもので一応会津藩がこれを担当することになつていたのである。しかるに十二月二十二日慶喜を訪問した春嶽が

創業は誰れと共に基を立らるゝ御胸算なりや鄙見は目下出京の諸侯と共に議し衆議一定の上確定せられ然るへし(中略)速に集会所を定め専ら其事を議せられたし(註一九)

と建言した結果二十四日より二条城に諸侯会議が開かれることになった。

賢明諸侯会議と幕府との関係には、勢力関係から両者の間が対立的になる可能性が強く、このため仮に会津藩が担当であつても、両者の対立を心配しかえつて推進出来難いこともあり得るのに対して、春嶽は兼々幕府私政排斥を強く要望していたし、彼は現在幕府の役職に何も関係していないという点が、かえつて容易にかゝる発言をなさしめたということも充分考えられる。しかも前日の二十一日中川宮より賢明諸侯の朝議参加のことが愈々実施されることと、

二条城参集も宮御促被成下候事(註二〇)

と宗城の日記に記しているごとき情勢が、春嶽をしてこの挙に及ばしめた一因になつていようと思われる。

春嶽が賢明諸侯の朝議参加実現以前に幕政参加を実現させようとしたことは、今後実質的に大きな勢力を持つであろう諸侯会議の位置を、幕府の諮問機関的存在として將軍の下に位置せしめようとしたことが出来る。また慶喜が即座に賛成したのも、春嶽と意図するところが同じであつた為であろう。

最初の二条城会議は予定が一日遅れて二十五日に開かれているが、二十四日中根雪江は一橋家の平岡円四郎に、

向後は会同諸侯集会毎に各意見を吐露し衆議一定の上橋公其可否を決せらるゝ事になるか今日の肝要なるへし(註二一)

との意見を申立て居るのをみると、春嶽等は賢明諸侯会議における慶喜の地位を一段高いものとして、慶喜主宰のもとに会議が行わる可きものとの考えを抱いて居たようで、その意味で佐幕的な諸侯会議の在り方を想定していることを推測出来るのである。二十五日の集会通知は、宗城の日記によると、松平容保より出されたようであるが、此日二条城に参集したのは慶喜、容保、福岡藩世子黒田下野守、長岡良之助と春嶽のみで、久光、宗城の兩名は欠席している。久光宗城の集會したのは朝廷参豫の発令があつた後の元治元年一月二日以降である。

薩摩藩が専ら周旋した朝廷参豫の実現と、春嶽が要望した二条城会議の実施とは、両人が共に希望した公武合体実現の

有効な手段であり、両人がともに二つの異つた諸侯會議を併存せしめることによつて、所謂天下の輿論を反映せる政治を期待したことは事実である。しかし両者が二つの會議に全く同じ重点を掛けているとは考えられない。薩摩藩は朝政参豫會議に、春嶽は二条城會議により重点を置いていたのではなからうか。

異なる性格の二つの會議が併存し、それが大きな成果をあげるために必要な条件の一つは、幕府の協同的態度である。

この点については、幕府有司の中には賢明諸侯に対する大きな反感があつたことは事実であるが、幕府の態度は春嶽が十二月十八日未上京の容堂に

剛情公第一等之發明出来今度万事穩妥談事宜奉仰降意候(註三二)

と書き送つている様に、春嶽等の期待に近い態度をとつて居り、大問題であつた將軍再上洛の件も、江戸城焼失にもかかわらず二十七日上洛の途につくという情勢であつた。したがつて元治元年一月以降の京都情勢は、賢明諸侯の期待する公武合体實現の条件が整つて来た時期といえるのである。

三

公武合体實現のための重要な企画の一つとして新しく行なわれた朝政参豫會議は、朝廷に諸侯相談の結果を反映せしめるといふ点からいえば、元治元年一月四日在京諸侯の正月参賀の行なわれた後、参豫諸侯のみ宮中に残り、前勸修寺門主濟範法親王の還俗問題に関し、二日に一橋邸に於て評決した意見を言上したのを最初とすることも出来るが、朝廷より下問されこれを評議言上するという点からいえば翌五日の會議が最初ともいえる。朝政参豫會議の詳細は不明であるが、時には宮、三公、伝議奏等が参加して開かれたこともあつた様である。続再夢紀事、伊達宗城在京日記等よりひろつてみると、参豫會議の開催日と主要評議項目は左のとおりである。

元治元年一月五日、朝廷よりの下問数ヶ条につき（下問内容不明）同八日、前勸修寺門主濟範法親王還俗の件、島津久光参豫任命の件、同十一日、將軍上洛参内日時に関する件、久光官位叙任の影響に関する件、同十三日、將軍参内日時延期の件、久光官位叙任の件、同十七日、朝廷の幕府扱方の方針に関する件、同二十三日、特に議題なし、二月十三日、簾前にて長州征伐前人事を尽すべき件、館林藩士の長州入説可否の件、同十五日、將軍奉答書中鎖港攘夷趣旨に関する件、館林藩士の長州入説可否の件

右にみられるごとく、会議開催日はさして頻繁とはいえないが、その評議々題は相当大きな問題が含まれて居る。この会議における参豫諸侯の発言が、どの程度朝議の上に影響を与えたかは簡単に断定出来ないが、相当の影響力を持つものと思はれる。しかし続再夢紀事にみられる関連記事からは、諸侯が各自々由に意見を述べ討議するといったことはむしろ二条城会議と呼ばれる会議で行なわれ、参豫会議では二条城会議で評決した結論を申し述べるといった態度がとられた様に見受けられる。

朝廷参豫会議の議題を中心に討議の場となつたと思われる所謂二条城会議は、前述もしたごとく、春嶽の強い提唱によつて、朝政参豫会議に先立つて、文久三年十二月二十五日第一回の会議が開かれ、形式的には將軍後見職の一橋慶喜が主宰することとなり、諸侯会議が後見職のひいては幕府の諮問機関的な性格を持つことになつたのである。この所謂二条城会議は必しも二条城に於てのみ開かれたのではなく、一橋の旅館、春嶽邸等、時に応じて開催され、また参会人員も参豫諸侯を中心に他の大名、幕府有司が加わることもあつた。

一月以降の所謂二条城会議の日時、評議々題等は左のごとくである。

元治元年一月二日於一橋旅館、慶喜、春嶽、宗城、久光、容保参集、前勸修寺門主濟範法親王還俗に関する件、長州藩処分案、鎖港談判遣外使節派遣問題、参豫諸侯朝議参加方法等の件、同六日於一橋旅館、慶喜、春嶽、宗城、久光、容保

参集、前日の朝廷下問事項につき、同九日於春嶽邸、慶喜、春嶽、宗城、久光、容保参集、長州藩処分案、久光参豫任命に関する官位叙任問題、長州藩征伐に関する征長軍部署に関する件、將軍後見職辞意及京都守護職交迭等の件、同二十二日於二条城、春嶽、宗城、久光参集、前日の將軍に対する勅諭公表可否の件、同二十四日於二条城、春嶽、容堂、宗城、久光、政事総裁職松平直克、老中水野忠精参集、時事に関する件、同二十五日於二条城、春嶽、宗城、老中参集、長州藩処分等に関する件、同二十八日於二条城、春嶽、容堂、宗城、久光、老中参集、長州藩処分案、開鎖方針、参豫諸侯問題、同二十八日於一橋旅館、慶喜、春嶽、容堂、宗城、久光参集、勅書御請書案及公示問題、長州藩処分策、参豫諸侯問題、二月二日於二条城、慶喜、春嶽、宗城、久光、松平直克、老中参集、勅書公布の件、開鎖方針に関する件、同五日於二条城、慶喜、春嶽、宗城、久光、松平直克、老中参集、勅書公布の件、征長軍部署、勝海舟長州派遣等の件、同八日於二条城、慶喜、春嶽、容堂、宗城、久光、松平直克、老中酒井忠精、同水野忠精、同有馬道純参集、長州幕処分件、右の他参豫諸侯の二、三人が集会したり、朝廷側要人と会談したりしているのを数えると、参豫諸侯は相当頻りに会合して種々の問題を評議しているが、朝議と異りその議題も多く、且相当活潑に論議が闘わされている様であり、主として慶喜或は政事総裁職、老中といった幕府首脳を間に入れていることなどは、大きな特色であるとともに、幕府に対する影響力が次第に大きくなつて来ていることを明確に示している。

公武合体の重要な方策の一つとしての諸侯会議開催の必要は、既に文久二年冬より問題とされ、文久三年春の將軍上洛時を利用してこれが実施が計画されたが、結局失敗に終つてしまった。こうして諸侯会議政治の必要は可成り前から問題にされながらも、この制度が従来我国になかった方策であるがため、会議政治の進め方、或は在り方についてはいづれも明確な方針がなかつたようである。したがつて、元治元年に入つて朝廷参豫会議或は二条城会議が開催されると、諸侯会議の在り方について問題が生じて来るのは当然である。

元治元年一月二日一橋旅館における諸侯会議に陪席した薩摩藩の小松帯刀はこの問題につき、朝廷内部に二つの考え方があることを告げ、諸侯会議はこれを左のように評議している。

参豫御勤務方は御簾前の朝議に参豫せしめらるゝと御下問の上其議に参豫せしめらるゝと二途の御詮議ありて近衛前関白殿は御簾前に於て参豫せしめらるへき御意見尹宮は御下問の上参豫せしめらるへき御意見なりしか是も爾後御簾前の参豫ならては折角諸侯を召し寄せられたる甲斐あらずとの御衆議にて粗前関白殿の御意見に決せられしよし(註二二)

と朝廷内部において諸侯会議の在り方に簾前会議参加と下問事項参加の二通りの考えが存することを報じている。薩摩藩は最初諸侯を朝議に参加せしめることを希望したときには、朝廷よりの下問事項に対し諸侯の意向を反映せしめるというものであるが、これが此処に問題となつてゐる簾前会議参加のことを考えた上での要求ではないと思われる。簾前会議といつたことが問題になつて来たのは、諸侯会議の政治的力が或る程度生じて来たために発生した議論である。参豫諸侯にしてみれば、この二種の在り方が提起されれば、影響力の大きい簾前会議参加を希望するのは当然である。この簾前会議参加論が、薩摩藩と特殊関係にある近衛に依つて主張されていることは、薩摩藩の目的がここに存したことを物語るものである。しかし実際の参豫会議では二月十三日に簾前会議があつたのみで、其の他は主として下問事項について意見を開陳しているのみで、全面的に諸侯の意見が採用されないという心配も存するのである。

一月十日に宗城と容堂が時事問題について相談した時の宗城の日記に、
参預候上は殿下御始同席に而諸事を議し途に決候様申立可然(註二四)

と記しているのは、参豫諸侯の意向が十分朝政に反映することを希望している証左であろう。

一月二十八日、春嶽は老中水野忠精より、
此節参豫を置かるゝは公平の御処置とも覚え(註二五)

といわれたのに対して、

御上洛前の形勢止むを得ざる次第ありて参豫を置かれければ己に御上洛ありし今日となりては或は不用なるへしさりなから今の参豫は諸侯の巨擘ともいふべき輩なれば此際参豫を廃して幕府の参謀に加へられなは真に公平に至るへし(註二五)と答へている。

春嶽の返答趣旨によると、朝廷参豫は將軍上洛前においては必要であつたが、將軍上洛後はそれほどの必要がない、出来ることならこれら雄藩主を幕府側に引き入れる可きであると主張している。春嶽が参豫諸侯の朝政参加を否定するものとは考え難いが、朝政参豫よりも幕府諮問機関の一として幕府がこれを利用する体勢を希望していることは明らかである。またその態度には、参豫諸侯と幕府首脳との対立感情を正面から否定することがかえつて幕府を悪刺戟することを考慮している点が見られる。春嶽としては公武合体の目的を達成するため、賢明諸侯と幕府との協調気運が根本条件として必要であり、それがあつてはじめて幕府の諮問機関としての二条城会議の効果が發揮され、幕府中心の公歩合体が達成されると考えていたようである。

四

春嶽が希望した諸侯会議が参豫会議或は二条城会議という形で実現したが、目的とする公武合体実現のため、基本的には朝幕の協調的態度が必要である。春嶽をはじめ参豫諸侯は此の点に相当配慮し努力している。

文久三年十一月二十六日慶喜が上京するや、春嶽が即日彼を訪ね、薩摩藩を疑うことの不利益と慶喜の剛情さの訂正を申込んでいるときその現われの一つである。こうした努力の甲斐あつてか、一応慶喜は春嶽、久光等と協調する態度を示すに至つた。次いで將軍上洛が決定するや、猶京都情勢に疑問を抱く幕府の態度を訂正させるため、十二月八日慶喜は

政事総裁職松平直克を將軍上洛前に呼寄せ充分説得するに当り、慶喜の命に依るよりも朝命に依る方が好都合であるとして、朝命発令の周旋方を春嶽に依頼し來つた。春嶽は早速中根雪江をして薩摩藩及び宮中關係者に周旋せしめたのであるが、その時の薩摩藩の態度を続再夢紀事は

小松一議に及はず御尤千万なり三郎には風邪に再感し今日は褥中を離れかたし故に対談には及はれされと別に異存あるへくもあらねは陽明殿へは明朝拙生より委細申述へし(註二六)
と速座にこれを了承したことを記している。

幕府の京都に対する反感を訂正することが、慶喜は勿論薩摩藩も希望することであり、久光に相談するまでもない自明の事であることを示している。朝議は中根、小松の運動によつて翌九日直ちに松平直克に対する招命を發することを決めている。

十二月二十二日春嶽は將軍上洛期の近きを以て、特に公武合体につき慶喜の奮起を望み、幕政の改革を行う可きことを建議すると共に、慶喜主宰の諸侯會議を開催すべきを主張して、二条城會議が開催されるに至つたことは前述のとおりである。

元治元年一月十五日將軍家茂は再上洛した。十六日には慶喜は松平直克、老中等と共に將軍に京情を説明、幕府の態度を改め、永く在京して公武合体のため尽力すべきを説き、將軍は慶喜等の努力を嘉納し、今後も猶一層の努力を希望するに至り、幕府の慶喜等参豫諸侯に対する感情は急激に好転し、それまで強くその態度を非難していた春嶽について、

昨年来御周旋の容易ならさりし事を測底して俄に大樹公御参内の節春嶽殿にも供奉ありては如何と小拙(慶喜)に尋ねし故隱居の身なれば供奉はいたすましと答へしに斯程迄に尽力せし人の供奉せすては朝廷の思召されん程も如何あるへきや幕府より供奉すへしと仰出されては他に指響くへければ彼より願ふ様にはなるましきやと申し、故是非供奉

然るへしとならば願ふ方になりて然るへしと答へしか土州豫州も春嶽殿に準して供奉然るへしと申居れり(註二七)
という状況であつた。したがつてさきに松平直克説得策として、中川宮より嚴重訓諭される様準備計画されていたのを十七日に至り

着京後大に了解の模様なれば最早御殿督に及はず此上は御愛憐の御旨趣を以て相当御垂諭ある様(註二八)
と対策の変更方を中川宮に申入れる情況であつた。

幕府のこうした協調的な態度に応ずるかの如く、朝廷では一月二十一日將軍家茂を右大臣に任じ、

汝は朕か赤子朕汝を愛すること如子汝朕を親むこと父の如くせよ其親睦の厚薄天下挽回の成否に係る豈重きに非すや嗚呼汝夙夜心を尽し思を焦し勉めて征夷府の職掌を尽し天下人心の企望に對へよ夫醜夷征服は國家の大事遂に庸懲の師を興さすんは有るへからず雖然無謀の征夷は朕か好む所に非ず然る所以の策略を議して以て朕に奏せよ朕其可否を論ずる詳悉以て一定不拔の国是を定むへし(註二九)

と征夷の職掌を尽し一定不拔の国是を樹て、天裁を仰ぐ様にとの優握な勅書が下された。表面的にはまさに朝幕間は協調的であり、諸侯會議は朝廷參豫會議及び二条城會議という形で實際に開かれて居り、ここに春嶽等の希望していた公武合体がまさに実現しそうな様相を呈していた。

しかし二十一日の親幕的と思える勅書も詳細にみると、幕府が決定した対外方針に對し、「朕其可否を論ずる詳悉以て一定不拔の国是を定むへし」といつていることは、朝廷が幕府の方針を検討するといふのであるから、従来儀式の府と化していた朝廷が、ペリー渡来以来政治問題に介入することになつたとはいへ、武士の作成した国力充実策を検討し、その可否を決するということは無理なことである。したがつて幕府案の検討は朝廷參豫諸侯に依つて行なわれることを暗示しているともいえる。

また二十二日の中川宮の談話に、

今日までは周旋もしけれと以後は幕府の所置を傍観する心得なり一橋春嶽なども手を袖にして惣裁閣老の爲る所に打
まかせ置き然るべきか(註三〇)

と語つてことは、一応公武合体が緒についた故 朝幕両当事者に委任し、他よりこれに関与すべきではないといった前途
樂觀の立場からする発言ともれるが、春嶽は別として、慶喜は將軍後見職であり、彼を除外して幕府が公武合体を推進す
ることが望ましいということとは考へられない。したがつて中川宮のこの発言は、むしろ公武合体の前途に対する否觀的な
気持から出たものではないかと思はれる。

二十一日の將軍家茂に対する勅諭は前述の引用に引續いて、

古より中興の大業をなさんとする其人を得ずんはあるへからず朕凡百の武將を見るに苟も人ありと雖も当時會津中將
越前中將伊達前待從土佐前待從島津小將等の如きは頗る忠実純厚思慮宏遠以て國家の枢機を任するに足る朕是を愛す
る事子の如し汝是を親み与に計れよ(註三一)

と慶喜を除く參豫諸侯の名をあげて、それらの人達との協調を指示している。これは勅諭を起草した薩摩藩と慶喜との感
情的対立のあらわれだといわれているが、二十二日の中川宮の談話もこれと無関係とは思はれない。

京都の情勢は表面公武合体実現の可能性を強く示してはいるが、慶喜と久光の対立が底流しているのみならず、幕府内
部にあつても、慶喜と老中達との対立、老中と參豫諸侯との対立感情が底流していたのである。即ち慶喜と老中の隔意を
心配する春嶽に対し、政事総裁職松平直克の臣は、其の間の事情を、

此隔意を惹き起せるは橋公餘りに自力を負み人言を容れられざるに依るものなるか昨年江戸を發せられし以前の如き
會津侯は大樹公に御上洛ある様にと言上せられしを橋公自ら大樹公に先たち上京すへしと申され諸有司いづれも異議

を立けれど聞入れられず其後薩州候より橋公に御上京を御勤め申又朝廷よりも上京の御沙汰あるに至りしかは尚紛々異論を立る輩あるに拘はらず強而出発せられ其他此節も総裁閣老に謀らす独断を以て事を決行せらるゝ類多し夫か為め今日の景状に及ひしなり(註三二)

と慶喜の態度を非難している。これに対し一橋の家臣黒川嘉兵衛は、

元来閣老の等閑なる実に申はかりなし此程も御用部屋に於て西陣の織物道八の陶器などを取ひるけ土産物の相談いたし居橋公入来らるゝを見て俄に御右筆頭をして取片付させしよし都て幕吏は国是を定むる事の緊急なるを知る者なく朝廷の事も度外に附し只管関東の得手勝手のみを心を傾け居り惣裁も閣老も矢張此輩に化せられ右様の不始末に至れるなり(註三三)

と幕吏不信任の態度を露骨に示している程である。また前述の老中水野忠精の「此節参豫を置かるゝは公平の御処置とも覺へず」との発言の如き、幕閣の参豫諸侯への不信のあらわれとみることができ。

要するに元治元年正月末の京情は、表面の朝幕協調態度と逆に、幕閣、慶喜、参豫諸侯間にそれぐゝ大きな不信感が流れていたのである。

五

春嶽が期待した賢明諸侯会議の開催を基本条件とする公武合体の、実現固難の見透しがはつきりしはじめて来た元治元年二月、春嶽は京都守護職に就任するに至った。もつとも春嶽の守護職就任が問題になったのは、未だ合体気運の強かつた一月九日のことであつた。当時の重大問題の一つは長州藩の処分問題で、幕府は諸侯会議により長州征伐の方針を決め、紀州藩主を征長総督、強く長州討伐を主張して来た会津藩主を副総督に任じ、幕府の決意を表示した上で長州藩に交

渉しその服罪を求める方針を樹て、この案が諸侯の賛成するところとなれば、当然容保の京都守護職を免じ、後任は春嶽以外に適任者なしということが、一橋家を訪問した中根雪江、酒井十之亟に語られている。かくて同日午後の越前藩邸における賢明諸侯会議の議題の一つとして慶喜より提案され、決定をみた。

この決定に関して春嶽は特に意見を述べてはいないが、慶喜の談話によると、当時久光に守護職を任命する意見が一部にあり、当の久光にも就任の意志があるところより、久光の京都守護職就任が実現した場合、朝廷内部に対する薩摩薩の勢力が一段と強くなつて来て、幕府の立場が不利になることをおそれたために、春嶽に京都守護職の就任を強く要望したのだという。春嶽としては、久光の京都守護職就任に依り薩摩藩の発言力が一層強化され、これがために幕府との間に対立が強まり、結局公武合体運動が失敗に帰する危険をさけるためもあつて、京都守護職の就任を承諾したのではないかと考えられる。

その後長州藩処分に関する朝幕の方針が確定しないため、春嶽の京都守護職就任問題も、中断していたが、その間にあつて、将軍上洛の翌十六日幕府より、

御用向御相談可有之候問時々登城候様可被致候(註三四)

と達せられた。これは同日午前に一橋慶喜が将軍はじめ政事総裁職、老中等に京都情勢を説明し、幕府側の疑念を解くことに成功し、それまで、

閣老杯春嶽殿の事を隠居の身を以て上京はいらさる事なる上人心を攪動せる故いよく六ヶ敷なれり(註三五)

などとその活動に反感を抱いていた老中達が、慶喜の説明により、特に春嶽を優遇すべきであると主張するほどの急変振りであつたということの副産物としてとられたものか、或は単に前政事総裁職ということから儀礼的に達せられたものかは明らかでない。一月二十四日幕府は更に、

御用有之節は御用部屋えも罷出候様可被致候事^(註三六)

と達している。この頃は、

勅諭中に越会土豫薩等の字ありし故幕府の諸司は少しく嫌疑の念を起し居る^(註三七)

という情況で、他方慶喜と老中との間に隔意の目立つて来た時であるだけに、何等か政治的策路があつてのことである様に考えられる。

一月二十五日頃から再び長州藩処分問題が論議されるようになり、二十七日には、

長門宰相の暴臣の如き其主を弄愚し故なきに夷舶を砲撃し幕使を暗殺し私に実美等を本国に誘引す此の如き狂暴の輩は必ず罪せざるへからず^(註三八)

との將軍への詔書が發せられ征長方針が確定し、容保の征長副総督任命に関連して、春嶽の守護職任命の發令が内定し、二月十日慶喜より守護職就任のことにつき交渉が行なわれた。

慶喜の交渉に対し一応春嶽は難色を示したが、結局就任を承諾したのであるが、この間の事情を続再夢紀事は左のごとく記している。

会津転職後は兼て御内談に及ひ置し如く貴兄守護職を担当せらるゝ様にと申されければ公其事は別に意見あれば容易く御請に及ひかたしと答へられしに一橋殿御意見もあるへけれと先以て一応御請の上何様の事にも御申出あらは御相談に及ふへしと申されし故公然らは一応御請に及ふへししかし今度の職は藩の次第もあるへければ十五日後に至り御沙汰ある様にと答へられたり^(註三九)

春嶽が既に内定していた守護職就任に難色を示した理由は、

幕府に於て例の因循を除かれずしては仮令職に就かれても其詮なかるへければ御辞退ありて然るへししかし其上にも

尚強て御受けあるへしとの事ならば先以て幕府の因循を攻撃破砕せざるへからずされと其人存せざれば其政行はれざるは勿論の事故此際参豫の諸侯を閣老の上に置いて国事を議するの制度を立らるゝ様申立られ然るへし(註四〇)との十一日の越前藩邸議で述べている点に存したのであらう。此処に春嶽が因循として非難しているのは、同日春嶽、容堂、宗城、久光の四名連署で差出した意見書の中で、

御上洛爾後既に半月余之久敷一事件も人目一新破胆之御発令無之(註四一)

といった幕府の態度をさしているのである。春嶽は十三日、参豫諸侯を閣老の上に置いて国事を議す制度即ち二条城會議的な制度及び人材登用を行なつて幕府を一新すべきことを要求するに至つた。

幕府政策決定の上に賢明諸侯の意見が相当の影響力を持つことを希望して、春嶽は先に二条城會議の開催を提案したのである。しかしそれは飽く迄も慶喜が幕政の主導権を握り、しかも慶喜が諸侯會議に協調的であることが必要な前提条件であつた。しかるに元治元年一月末頃より慶喜と参豫諸侯、慶喜と老中、或は参豫諸侯と老中達に感情的対立が生じ、参豫諸侯の期待した政策もはかばかしく実行されないという形勢を示したので、二月一日賢明諸侯の間から、参豫諸侯を幕府御用部屋に入れ幕政に参加させる様にとの要求が出された。しかるに慶喜はその要求を拒否している。この時中根雪江は、

参豫の方々は頼りに幕議に与る事を求め幕府よりは力めてこれを拒むものの如く、双方とも失躰甚しされは此所にては主客其位置を換ふる目的を以て公武御一和の件粗行届たる今日を区域となし暫く周旋の手を引き幕府のする所を黙視しては如何(註四二)

と参豫諸侯の幕政参加には批判的な態度をみせていたのである。

一日に参豫諸侯の幕政参加要求に反対していた越前藩が十数日の間に変説した理由は不明であるが、春嶽は参豫諸侯の

幕政参加要求が、保守的で幕府権力の回復を意図している幕閣を刺戟することをおそれるが為であつたと思はれる。然るに幕府は因循であり、実行不可能な鎖国方針を、朝廷及び参豫諸侯の開国策採用方針に頑強に反対してまで固執して行く態度を示したり、

薩は恐るへき奸計を包蔵し越はこれに惑はされ居るものなり(註四三)

といった参豫諸侯排折の氣運が次第に強まり最大の目的である公武合体の実現が危険視されるに至り、京都守護職就任の条件として賢明諸侯の御用部屋参加を要求し、再び幕政に影響力ある地位に諸侯会議を位置せしめ様と老えたのではあるまいか。

かくて春嶽は十五日松平容保の陸軍總裁転任にともない京都守護職に任ぜられ、翌十六日参豫諸侯の御用部屋入りが認められたのである。したがつて春嶽の守護職就任は、既に幕府との対立的雰囲気の中に行はれたのであり、諸侯会議失敗の危険性が強まつて来ていたと云うことができる。

六

二月十五日春嶽は京都守護職に就任したが、その前途は就任当初から困難な条件が存在していた。参豫諸侯と幕府、慶喜との対立関係のうち、その一つでも好転すればそこにまた公武合体実現のための可能性が生じて来るのであるが、慶喜と幕閣との対立が解消して協調して参豫諸侯と対立するといった事態が生ずれば、公武合体の前途は全く暗くなつて来る。このような状況下にあつて、参豫諸侯の御用部屋立入要求は、幕府と参豫諸侯との対立を深める材料となつたのである。ところが対外基本方針に関して慶喜と参豫諸侯との間に対立が強まり、結局参豫諸侯は幕府に対して大きな不満をいだいて辞任せざるを得なくなり、当然春嶽も、朝廷参豫は勿論、京都守護職も辞任の已むなき情況に立至り、諸侯会議による

公武合体は失敗に帰してしまつたのである。

参豫諸侯中薩摩藩は横浜鎖港方針に強く反対し、此の際国是を開国方針に決定すべきであると強く主張していたが、幕府及び一橋慶喜は横浜鎖港方針を固執し、両者の意見は容易に妥協しなかつた。幕府が鎖港方針を固執したのは、薩摩藩により開国方策に転向せしめられ幕府に自主性なしとの印象を一般に与えることを嫌う気持が強かつた為である。春嶽は対外方針としては鎖国策をとるべきでないとしているが、一月二十八日には、

万国一天四海同肥なれば無論開を可とすへししかし今は開鎖とも其可否を論せず只管必戦の備を立るを以て国是とすへきなり如何となれば開鎖とも必戦の備なくては行はれざるへく必戦の備は開にあらざれば整ふ可からざるは云ふ(註四四)までもなき事故可否を論するに及はざるへきなり

と述べているように、久光の如く正面から鎖港の不可を論ずることなく、賢明諸侯と幕府との対立を出来るだけ回避せんとする態度が見られる。

賢明諸侯も開鎖論の対立が容易に妥協するものでなく、したがつて賢明諸侯と幕府との対立が、公武合体を破局に導く危険性のあることを考え、二月四日には、

外国派遣の使節帰朝するまで其主義を維持すへしとの事なれば其間に難事を生すへしとも思はれず然るを今日に於て強て其拙策を申立若夫か為めに朝野瓦解に及ひなは却て為すへからざるに至るへしされは暫らく幕府のする所に任せ(註四五)おきては如何

と、鎖港談判遣外使節の帰国するまでという条件つきでの妥協案を提示する迄に、賢明諸侯側が譲歩を示して来ていたのである。

しかるに一月二十七日の勅諭に対する請書が二月十六日幕府より提出されたのを機に、再び開鎖方針に対し幕府及び一

橋慶喜と、賢明諸侯との間に対立が生じ、將軍の請書は賢明諸侯も同意の上で記されたものである以上、請書の書直しをする必要はないと主張する一橋慶喜に対し、薩摩藩より情報を得ている近衛が疑問をはさみ、参豫諸侯に意見を尋ねるや、久光が強く鎖港政策に反対意見を申し述べたため、慶喜が偽りを申し立てた形となり、此処に慶喜と久光の決定的対立が生じ、ひいては賢明諸侯に対する幕府の反感が強くなったのである。

二月十九日に至り、春嶽は

国是を一定せられ及び諸藩へ帰国仰出さるゝの急務なる事(註四六)

と申し立て、老中の賛成を得ている。春嶽としては、幕府が京都における諸藩の存在を嫌う気持が強くなつて来た機運を察し、これを帰国せしめる条件として国是の決定を急ぐということを提案して、公武合体の目的の一つである国是の決定を行はしめようとしたのであろう。しかしそうした要求は、形式的に幕府が採用はしたものの、参豫諸侯を嫌う幕閣及び一橋慶喜等には全く採用の意志がなく、春嶽の幕政一新の建言も全く徒勞に終つてしまつた。ここにおいて三月十三日の越前藩邸議は、

十月上旬己来島津伊達両候と共に専ら公武御一和の事を朝廷幕府の間に周旋せられ当時幕府に於ても其周旋を依頼し己に大樹公上京せられ其事將に成らんとする場合には至りけれと此際尚又幕府の旧習を拋棄して断然一新の政策を立られすしては到底衰運挽回の望あるへからすとの意見なりし故屢其意を一橋殿に勤告し二月十五日京都守護職の命を奉せられし以来は一層其意見を主張せられしか其頃島津伊達両候を内閣に延きて幕議に参豫せしめらるゝ事にはなりけれと是將た表面のみの参豫にて断然一新の政策を立らるゝには至らざるのみならず此事に起因せるにもあるへき歟爾来一橋殿を始め幕府の諸有司漸く公及び薩宇両候を疑ひ其尽力を嫌忌せらるゝものゝ如くなりし故斯くてはいよいよ幕府の失躰を重ねらるへしとて痛く憂慮せられ更に去る十一日一橋殿へ勤告に及はれし次第ありしか矢張採用せら

るへき模様なかりければ此上は速に守護職を辞し引続き帰国御暇をも願はるへしとの事(註四七)

に決定した。ただ守護職就任間もないことで、その引継さえ完全に行なわれていない時に早くも辞任しようとするのであ
るから、只幕府が因循という理由だけでは辞任し難い、かくて何とか適当な辞任理由を探していた時たま／＼二月二日の
日本貿易新聞第四十四号に春嶽の開国論なるものが紹介されたのを利用し、これが鎖港談判遣外使節を派遣している幕府
の要職（京都守護職）にある者の意見であることは、幕府の立場を著しく不利益にすることを口実として辞職を願出ること
となつたのである。

たま／＼十五日松平直克の家臣より

御就職以来朝幕をはしめ諸藩に於て御評判宣しからず依然御奉職あらは如何なる御不都合を生すへきや測りかたけれ
は此際御辞表を捧げられては如何(註四八)

と辞表提出をすゝめられた。川越藩の辞表提出勧誘の理由は、逸事史補に

会津松平肥後守は余か守護職を命せられて免職となれり。よつて肥後守はいかゝかしれされ共其家来共に至つては大
不平也。会津と土佐とは尤仲わるし。余守護職たれば公明正大の奉仕をなし朝廷幕府公武一致の確定を周旋せり。会
津にては尹宮並関白慶喜公等隠々の謀策あり。況や長州征伐は余の好まざるを誰もしれり。旁以一族松平大和守(厩
橋藩)は政事総裁職たり。大和守より内々京都守護職を辞せられ候方可然との内諭あるにより守護職を辞したり。(註四九)
と記しているがごとき事情によるものであらう。

春嶽の辞意は一応形式的に慶喜より熱心に止められたのであるが、春嶽はもとより辞意をひるがえすはずはなく、且つ
慶喜等は形式的に春嶽を止める手を打つたうえで辞意を認めるといふ意図もあつて、三月二十一日正式に辞表が提出され
るや、四月七日これが許可され、松平容保が再び京都守護職に任せら、翌八日帰国の許可も下り、春嶽は十九日帰国の途

に つ い た の で あ る 。

以上考察して来たごとく、春嶽等の意図した京都における賢明諸侯会議開備を基本条件とする公武合体運動は、幕府が本質的に封建的独裁政権の性格を帯びる以上、根本的性格において相対立すべき性質を帯びるものである。しかも幕府に幕権回復の気運が強いことが根本的なわざわいとなつて、一時は成功するかにみえた公武合体運動も、結局は失敗に終る可き宿命を負わされていたということになる。こうした情勢の中で試みられた賢明諸侯会議の在り方について、島津久光と春嶽の意図するところが異り、春嶽の理想とするところは、佐幕的傾向の強い二条城会議的な形で、幕府の諮問機関として諸侯会議による輿論を幕政に反映せしめようとする点にあつたと云うべきで、薩摩藩の主張が改幕を望みながらも、場合によつて反幕的態度に転化する可能性を内蔵しているのは大きな相異をもつものであり、こうした佐幕論的な会議論であることが、春嶽の諸侯会議論の限界を示すものでもある。

春嶽が後半の公武合体に不利な情勢の中で京都守護職に就任したり、参豫諸侯の御用部屋入りを要望したりして、幕府と賢明諸侯との妥協点を見出したり、公武合体の基本条件をつくり出すために努力したのであるが、結局は幕府および慶喜の薩摩藩更には参豫諸侯に対する反感を消すことが出来ず、失敗に終つてしまつたのである。そのことは、春嶽等とつた対策に、事の本質を十分理解しなかつた為に、必要以上に幕府側を悪刺戟したこともないではないが、それ以上に幕府側の根深い幕権回復思想（それを春嶽は幕府私政として非難しその改革を要望し続けて来たのであつたが）に敗れてしまつたといふことができる。したがつてこの幕府私政が、今まで表面的に春嶽に近い線に止まつていた薩摩藩の内在于反幕的性格を明確にし、以後倒幕陣営に大きく薩摩藩を押しやつてしまつたともいえるのである。

註

- 一、統再夢紀事第二、一八九頁 一橋慶喜宛春嶽書翰
二、同前第二、二〇一頁 伊達宗城宛春嶽書翰
三、同前第二、一九一頁
四、同前第二、二〇八頁
五、同前第二、一八二頁
六、同前第二、一八五頁
七、同前第二、一九九―二〇〇頁
八、同前第二、二〇八頁
九、同前二、二四三頁
一〇、同前第二、二四六一―四七頁
一一、同前第二、二七二頁
一二、伊達宗城在京日記 二六二頁
一三、同前 二七四頁
一四、同前 二七八頁
一五、統再夢紀事第二、三一〇頁
一六、同前第二、二一五―一六頁
一七、同前二、二一六頁
一八、伊達宗城在京日記 二八五頁
一九、統再夢紀事第二、三〇二頁
二〇、伊達宗城在京日記 二七八頁
二一、統再夢紀事第二、三〇六頁
二二、同前第二、二九五頁
- 二三、同前第二、三二二頁
二四、伊達宗城在京日記 二九九頁
二五、統再夢紀事第二、三八四頁
二六、同前第二、二七七頁
二七、同前第二、三五五頁
二八、同前第二、三五六頁
二九、同前第二、三六七―三八頁
三〇、同前第二、三六九頁
三一、同前第二、三六八頁
三二、同前第二、三七一頁
三三、同前第二、三七六頁
三四、同前第二、三五三頁
三五、同前第二、三五四―三五頁
三六、同前第二、三七二頁
三七、同前第二、三七〇頁
三八、同前第二、三八一頁
三九、同前第二、四一三頁
四〇、同前第二、四一九―二〇頁
四一、同前第二、四一六頁
四二、同前第二、三九一頁
四三、同前第二、三九六頁
四四、同前第二、三八三頁
四五、同前第二、三九八頁

四六、同前第二、四三七頁

四七、同前第三、一八一九頁

四八、同前第三、三六頁

四九、松平春嶽全集第一卷、三三三―三四頁

中根雪江の書翰

文久三年二月十九日に松平春嶽が政令帰一論を主張し、その日慶喜と共に中川宮を訪問して同意見を申し、その日は統再夢紀事に記されているが、その時の情況を翌朝中根雪江が伊達宗城に報じた書翰の写を得た。左のごとくである。

昨夜 宮様江罷出候都合至極宣候由橋公之被仰立候御次第一々御嘉納御同意に而近来 朝廷甚御不都合之御内情等も御内話被為在何分此体に而は逆も捋明不申候間 宮様之御見込に而は明朝五半時頃御案内なしに鷹殿下へ御押懸け何分陽明殿下 宮様と御一座に而被仰立度御儀有之旨嚴敷御申立被相成 御両方も御同坐之上十分御手強に被仰立候へは 宮様之御取計ニ而両奏衆国事掛り等も可被仰遣左候へは鷹府は御手狭故陽明家へ被為入御一同大一坐にて御決心之上嚴然確乎と御評論に相成可然其上に而又何とか御見込附候様可相

成との御相談御教示に御坐候由惣而御同論にて橋公春嶽も甚降心大慶仕候事御坐候右ニ付明朝五時より明公容堂君も御出懸春嶽も同様罷出候心得に御坐候何分明日之議論安危存亡之大機会と寒心之仕合に御坐候 御意ニ任せ昨夜之光景荒増奉言上候此段宣被仰上可被下候

二月廿日

中根鞞負

宇和嶋老公様

御左右衆中御披露

右の中根の書翰をみると中川宮が慶喜・春嶽の申立に極めて好意的であり、春嶽が二十日の鷹司邸での建白に大きな期待をかけ 出邸前に「今日は無事には帰るまし」と重臣に申し置いて出立した事情をより具体的に知ることが出来る。

(河北展生)